

岩倉市原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第12条による指定医療機関のうち、広島及び長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成することにより、被爆者の福祉推進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に登録されている者で、本市に1年以上居住している者
- (2) 被爆者健康手帳の交付を受けている者

(助成額及び限度)

第3条 助成額は、第1条に規定する指定医療機関までの旅費額とし、次の各号に定める額の合計額で、一人年1回を限度とする。

- (1) 旅費の計算方法は、岩倉市職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第35号。以下「条例」という。）に基づくものとする。ただし、日当は除外する。
- (2) 宿泊料は、1泊を限度とし、条例別表の職員に支給すべき宿泊料の額とする。

2 受診する際に介護者が必要と認められる場合には、予算の範囲内において介護者に前項に定める旅費及び宿泊料を支給する。

(申請及び認定)

第4条 この助成を受けようとする者は、岩倉市原子爆弾被爆者受診費助成金交付申請書（様式第1）に被爆者健康手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、岩倉市原子爆弾被爆者受診費助成認定審査決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(認定の辞退及び取消し)

第5条 助成金の交付決定を受けた者（以下「認定者」という。）が、やむを得ない事情により受診できなくなったときは、速やかに市長に辞退届

を提出しなければならない。

- 2 市長は、認定者が死亡、転出、その他の理由により受診できなくなったと認めたときは、決定を取消することができる。

(受診報告)

第6条 認定者が第1条に規定する病院で受診したときは、岩倉市原子爆弾被爆者受診報告書(様式第3)に受診したことを証する書類又はこれに類する書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の報告は、受診した日から1ヶ月以内とする。

- 3 市長は、前2項の報告が適切であると認めたときは速やかに助成の手続をする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市原子爆弾被爆者受診費用助成金申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

住所

(電話 -)

氏名

生年月日 年 月 日

次のとおり受診したいので申請します。

記

1 受診予定年月日 年 月 日

2 受診予定医療機関

3 最近の状況

* 確認 (記入しないでください)

健康診断受診記録

受診年月日	医療機関名	受診年月日	医療機関名
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

手当受給状況

1 特別手当

2 健康管理手当

3 保健手当

4 医療手当

5 介護手当

6 家族介護手当

様式第2（第4条関係）

岩倉市原子爆弾被爆者受診費用助成認定審査決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

さきに申請のありましたこのことについて、審査した結果、下記のとおり決定します。

記

- 1 認定します
- 2 認定できません
（理由）

様式第3（第6条関係）

岩倉市原子爆弾被爆者受診報告書

年 月 日

岩倉市長 殿

住所

氏名

次のとおり受診しましたので、証書類を添付し、報告します。

記

1 受診年月日 年 月 日

2 証書類 別添のとおり

参考様式

原爆被爆者受診証明書

年 月 日

医療機関

所在地

名 称

代表者名

下記のとおり受診したことを証明します。

記

1 受診日 年 月 日

2 受診者名

請 求 書

金 円也

ただし、原子爆弾被爆者受診費助成金として上記の金額をお渡しください。

年 月 日

住 所

氏 名

岩倉市長 殿

振込先金融機関 名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義

